

<今回>198回目 2016年11月7(月)15時~18時 1503号室

読書は8冊目「邪馬壹国の論理」37P 邪馬台国論争は終わった十一 より

<前回>197回目(16-10-26) 出席者12名

資料 16-10-26-1) 前回のまとめ(清水)

-2) 榎一雄氏の反論(14)のワープロ文(富川)

#### A 報告

横浜の鈴木教授の古代史講座を受講した3名が遅れても参加してくれた。

津多家で会食12名、20405円(1700円・8名+2000・2+1500・2) +195円

B 資料 -2)榎氏の反論の最後の(14)をワープロ化してくれたもの。

(14)台を選ぶ理由(上)

- ① 塞曹掾史は食曹または奏曹の誤記としたい。紹熙刊本は誤記としなくても合理的な解釈ができるとした。読解法が誤字とする読解法より納得性が高い。それから導かれた結論が紹熙刊本の本文が正しいとみて間違いではないと云うのが古田の原則である。
- ② 兄弟の1字共有の風習は確かに古田氏の言われるように三国時代には一字共有の法則はなかったようである。しかし共通した実例もいくつかあるので、聖壹は聖臺の誤りでない断定はできないはずである。
- ③ 宋代以降の三国志の版本に邪馬壹国(または邪馬一国)となって、邪馬台国でないことはたしかである。また後漢書の東夷伝が三国志を参照して書かれた事はよく知られているが、梁書、隋書、北史、通典、太平御覧には耶、邪摩惟、推、邪摩堆など様々表記があげられている。

(15)台を選ぶ理由(下)

- ④ 壹與(三国志)と臺與(通典、翰苑の注の後漢書、太平御覧 後漢書のこの部分は魏志か、魏略によった)。
- ⑤ 古書の印刷ミスもあると、臺と壺の誤記の例をあげ、壹、臺、壺が互いに誤記がありうる。北史、太平御覧が魏志によったとして、邪馬台国と書かれたのを重視して、邪馬台国としたいと結語している。

C 読書「邪馬壹国の論理」P24邪馬台国論争は終わった 九 から

九)①二島の定理。 壱岐対馬は倭国に属する事は誰も否定はしない。これから其の地の出土物を検証する。(第一表p29)筑前の中広矛、中広戈、及び細劍の分布は糸島郡、博多湾岸、福岡市、春日市、筑紫郡(太宰府町)、基山、朝倉郡である。

②一大率の定理 一大石、一大蛇と同じ用法で一つの大きな軍団の統率者が居るところの意味。中国側の任命官なら固有名詞がつく、中国人生活の痕跡がまったくない。融け込んで固有の遺跡が無いと云うのは万有の論理で不可。

③鑄型の定理 鑄型の分布領域は極限されている。対馬、八女、豊前には鑄型は全く出土していない。矛、戈をつくることを許されていない権力機構があった。

十)鑄型は遺物の存在するところならどこでもつくれるはずだが出現しないのは作ることを許されていない。許された至高の地こそ首都圏であると邪馬壹国の所在を北部九州に固定した。

次回日程 2016-11-21(月) 16時~19時 1503号室

-12-2(金) 16時~19時 1503号室

-12-26(月)15時~18時 1503号室